

アイスクリーム類及び氷菓自動販売機設置事業者募集 要領

公益財団法人堺市文化振興財団

公募物件一覧

施設名	所在地	設置台数
	設置場所	
堺市民芸術文化ホール	堺市堺区翁橋町2丁1番1号	1台
	1階施設内	

※契約書（案）は別紙。

※仕様書は別紙。

1 目的

この要領は、公益財団法人堺市文化振興財団（以下「当財団」という。）が堺市民芸術文化ホールにおいて、主に来館者及び施設利用者が利用するアイスクリーム類及び氷菓自動販売機（以下、「自動販売機」という。）の設置業者を一般競争入札方式により選定するため、必要な手続きを定めたものです。自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要領をよく読み、次の各事項を承知のうえ、お申し込みください。

2 日程

項 目	期限、期間等
入札の公示	令和6年5月16日（木）
応募の受付	令和6年5月16日（木）から6月2日（日）まで
設置場所の状況確認	令和6年5月22日（水）9時から5月31日（金）17時まで 日程調整要※
質問の受付	令和6年5月16日（木）から5月26日（日）まで
質問に対する回答	令和6年5月28日（火）（予定）フェニーチェ堺ホームページに掲載
入札書提出締切	令和6年6月14日（金）
入札書開札	令和6年6月18日（火）13時から（予定）
契約の締結	令和6年6月下旬から7月初旬
設置開始	令和6年7月中旬※

※やむを得ない事情により変更する場合があります。

※堺市民芸術文化ホールの稼働状況に応じて、当財団と調整の上決定します。

3 業務名称

堺市民芸術文化ホールアイスクリーム類及び氷菓自動販売機設置に係る業務

4 設置場所

別紙仕様書参照

5 設置の期間

設置の期間は、令和6年7月中旬ごろから令和11年3月31日までとし、自動販売機の設置及び撤去に要する期間を含むものとします。

6 応募者の資格要件

以下の要件をすべて満たしている者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び公益財団法人堺市文化振興財団契約規程第 3 条の規定に該当しない者。
- (2) 応募書類の提出締切日において、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。
※決定された設置事業者が、契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は設置事業者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (3) 応募書類の提出締切日において、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。
※決定された設置事業者が、契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は設置事業者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。
- (6) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。
- (7) 応募の日から過去 2 年間に於いて、当財団及び国又は地方公共団体の管理施設（指定管理施設、外郭団体等国又は地方公共団体が直接管理しない施設は除く。）に自らが管理運営する自動販売機の設置実績を有する者で、その間、健全な経営を行っている者。
- (8) 設置事業者自らが自動販売機を設置し、継続して運営する資力、能力を有する者
- (9) 本物件に係る前回の契約において、契約解除決定がなされていない者
- (10) 当該案件の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、他の入札者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一案件に参加することはできない。）。
- (11) 組合については、その構成員が当該案件に入札参加の申込みをしていないこと。

7 申込手続き

(1) 受付期間

受付期間
令和 6 年 5 月 16 日（木）から 6 月 2 日（日）まで

(2) 書類提出先

〒590 - 0061

堺市堺区翁橋町 2 丁 1 番 1 号

堺市民芸術文化ホール 入札執行部署宛

【電 話 番 号】 072-232-0220

【メールアドレス】 f-sacay@sakai-bunshin.com

(3) 提出方法

応募希望者は、入札参加資格確認申請書(様式 1 号)その他必要書類に所定の事項を記入、押印(実印又は使用印鑑届印)し、提出書類を、上記(2)書類提出先一般書留又は簡易書類郵便で提出してください。ファックス、電子メールによる提出は受け付けません。

(4) 応募書類 (特に指定がない場合は各 1 部)

ア 入札参加資格確認申請書(様式 1 号) (日付は、応募手続き受付期間内の日付を記入してください。)

イ 事業者(会社)概要(会社のパンフレットでも結構です。形式は問いませんが、会社名、所在地、経歴、従業員数は必須です。(パンフレットなどに記載していない左記の事項は手書きでも可))

ウ 住民票又は履歴事項全部証明書(書類提出時点で発行後 3 か月以内のものに限ります。写し可)

(ア) 個人の場合: 住民票

(イ) 法人の場合: 履歴事項全部証明書

エ 印鑑(登録)証明書(書類提出時点で発行後 3 か月以内のものに限ります。)(写し可)

オ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書(書類提出時点で発行後2 か月以内のものに限ります。)(写し可)

(ア) 個人の場合: 納税証明書その 3 の 2

(イ) 法人の場合: 納税証明書その 3 の 3

カ 誓約書(堺市暴力団排除条例施行規則)

キ 応募の日から過去 2 年間において、当財団及び国又は地方公共団体の管理施設(指定管理施設、外郭団体等国又は地方公共団体が直接管理しない施設は除く。)に自らが管理運営する自動販売機の設置実績報告書(様式は問いません。)

ク 設置する自動販売機及び容器回収ボックスのカタログ(外形寸法、諸機能等が確認できるものの該当箇所)

ケ 容器等のリサイクル方法(様式は問いません。)

※自社処理・委託の別(委託の場合は委託業者名記載の契約関係書類の写しを添付すること。)

※リサイクル工程(収集運搬、処分の方法がわかるもの。)

(5) 留意事項

ア 応募者が法人であって、履歴事項証明書に複数の代表者が記載されているときは、応募に係る権限を有する者を応募申込書の応募者欄に記入してください。

イ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書の交付請求手続きについては、最寄りの税務署にお問い合わせください。国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp/index.htm>)から閲

覧する場合は、次の順にクリックして手続きをしてください。

「税の情報・手続・用紙」⇒「納税・納税証明書手続」⇒「納税証明書」⇒「G-1 納税証明書の交付請求手続」(※令和5年12月1日現在のページ構成)

ウ 法人税、所得税、消費税及び地方消費税の納税証明書の交付請求の際は、必ず個人の場合は「その3の2」、法人の場合は「その3の3」を請求してください。

なお、法人税、所得税、消費税又は地方消費税を分納している場合は、納税証明書は交付されないため、入札参加者の資格を満たさなくなりますので、ご注意ください。

エ 法人用の誓約書に記入する役員の住所は、住民登録地(住民票の住所欄に記載されたところ)であり、勤務先の所在地等ではありません。

オ 応募受付後の取下げは、参加資格通知日までに、入札参加申請取下申出書(様式3号)を提出してください。

カ 提出された応募書類の返却は、行いません。

キ 応募者に関する情報及び応募者数等の問い合わせについては、一切回答することができませんのでご了承ください。

(6) 個人情報の取扱い

提出された書類に記載の個人情報は、設置事業者の決定及び契約締結事務に使用し、その他の目的のためには使用しません。

8 応募条件

- (1) 毎月の販売総売上額10%以上を販売手数料として、翌月の末日までに当財団の指定する金融機関へ振込みができる者。
- (2) 別添、「堺市民芸術文化ホールアイスクリーム類及び氷菓自動販売機設置に係る業務」仕様書を必ず履行できる者。
- (3) 別途、自動販売機に係る納付金を納める事ができる者。(納付金は別紙契約書のとおり)

9 設置事業者の決定方法

(1) 選定方法

提出された応募書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を入札参加対象者とします。選定方法は、後日行う入札において販売手数料の割合の最も高い入札を行った者を設置予定業者に決定します。なお、同一の販売手数料率の提示が2者以上ある場合は、その場で直ちに、くじ引きを行い落札者を決定します。なお、入札者が当該入札に立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、これに代えて、当該入札事務に関係のない当財団職員にくじを引かせるものとします。なお、審査等に関する異議等は一切受付いたしません。

10 入札参加資格に係る審査及び確認結果通知

(1) 入札参加資格に係る審査

前記「3」の申請に係る審査については、参加申請締切日を審査基準日として、前記「6」の各要件を審査(以下「事前審査」という。)するものとします。

(2) 入札参加資格に係る結果通知

事前審査を行った結果、入札参加資格を有すると認められた（以下「合格」という。）入札参加者には、郵送にて合格の通知を行います。窓口での交付は行いません。

通知日	令和6年6月初旬 郵送
-----	-------------

次のいずれかに該当した者は、入札参加資格を認めない（以下「不合格」という。）ものとし、その旨の理由を付して上記通知日に郵送により不合格の通知を行います。

- ア 事前審査の項目を満たさない者
- イ 事前審査書類に虚偽の記載がある者

(3) 合格者に交付する書類

- ア 入札参加資格確認結果通知書
- イ 入札書(様式2号)
- ウ 委任状
- エ 入札参加辞退届(様式4号)

(4) その他注意事項

- ア 参加申請締切日の翌日から参加資格通知日までの間に事前審査の項目に掲げる要件のいずれかを満たさないことが明らかとなった場合は、不合格とします。
- イ 事前審査の結果、入札参加資格を満たす者が1者に満たない場合は、当該入札を中止します。
- ウ 参加資格通知日から開札日までの間に事前審査の項目のいずれかを開札時点で満たさないことが明らかとなった場合は、入札参加資格の合格を取り消すことができるものとします。なお、入札参加資格の合格を取り消されたものがすでに入札を行っていた場合、当該入札は無効とします。また、入札参加資格の合格の取消しは、理由を付して郵送により通知します。

1.1 設置場所の状況確認

設置場所の状況確認が必要な応募者は、下記の期間内で日程調整致します。

状況確認期間	令和6年5月22日(水)9時から6月2日(日)17時まで
--------	------------------------------

日程調整の問合せは【f-sacay@sakai-bunshin.com】にて受付けます。

電話・FAXは受け付けません。

1.2 質疑申請及び回答の公表

(1) 質疑申請

仕様書等に関する疑義がある場合は、下記期間内に質問票により前記「7(2)」まで電子メールで提出してください。

期間	公告日から令和6年5月26日(日)まで
宛先	前記「7(2)」の書類提出先のとおり
申請書類	質問票
申請方法	電子メールでの提出に限る（電話、FAX、口頭等では受け付けません。） 前記申請期間内とする。なお、提出した旨を、前記「7(2)」の書類提出先まで電話連絡し、確認をすること。

(2) 回答の公表

質疑の回答については、下記の日時にフェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）ホームページにて公表するため、必ず内容を確認してください。

公表予定日時	令和6年5月28日(火) 午後1時(予定)
--------	-----------------------

上記公表予定日時に関わらず、急を要する回答については、同ホームページにて随時公表することとし、公表の際は入札参加資格確認申請済みの者に限り別途周知します。

なお、この回答をもって、本要領の補完、追加とします。

1.3 入札手続等

(1) 入札方法

下記の期間内に必ず郵送にて入札書(様式2号)を提出してください。

提出期間	令和6年6月14日(金)まで
提出先	前記「7(2)」の書類提出先のとおり
提出方法	入札参加資格に係る結果通知に同封する入札書関係の書類を、上記提出期限内に郵送必着とする。なお、別紙「郵便による入札の注意事項」を必ず確認してください。

(2) 入札書に記載する数字

入札に記載する数字は当財団に納付する販売手数料の割合(%)数値とします。

販売手数料率最低条件 総売上の10%以上

(3) 入札回数

入札回数は1回までとします。

1.4 無効となる入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札（入札参加資格の合格を取り消された者が、入札参加資格の取消しを受ける前にした入札を含む。）
- (2) 本人又は第三者を問わず、不正な手段により改ざんされた事項を含む入札
- (3) 開札時において文字、数字等が判読できない入札
- (4) 提案する販売手数料率が最低販売手数料率に達しないもの
- (5) 販売手数料率を訂正したもの
- (6) 記名押印のないもの
- (7) 施設名が異なるもの
- (8) 別紙「郵便による入札の注意事項」「4. 郵便による入札方法の不備について」に該当する入札
- (9) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (10) 談合その他不正行為により入札を行ったと認められ、又は不正行為が行われたおそれが非常に強い入札
- (11) 同一の入札について、自己の他、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札
- (12) 同一の入札について、1以上の代理人をした者の入札

- (13) 数人が共同して行った入札
- (14) 同一の入札回数内において、1以上の入札を行った場合の入札
- (15) その他、指示した条件に違反して入札した者の入札

1.5 入札の辞退等

(1) 入札書提出後辞退の禁止

入札参加者は、入札書の受付期間内は、入札を辞退することができます。

ただし、入札書提出後の辞退はすることができず、いかなる時点においても入札書の引換え、変更又は撤回を認めません。また、入札の辞退を行った後は、辞退の撤回を行うことはできません。

(2) 辞退の方法

入札参加者は、入札参加資格を喪失する等の事由が生じた等の理由により入札を辞退するときは、入札書の受付期間中に「入札参加辞退届」（様式4号）に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、前記7(2)の書類提出先まで1部提出してください。

(3) 不利益な取扱いの排除

入札を辞退した者に対しては、これを理由として以後の入札参加等において不利益な取扱いをすることはしないものとします。

(4) 入札書未到達の場合の取扱い

入札書の受付期間を過ぎても入札書が到達していない場合は、当該入札参加者が入札を辞退したものとみなします。

1.6 入札執行の中断、延期、中止等

前記「10(4)イ」の場合のほか、入札執行の前又は執行中に、次のいずれかの事由が生じ、入札の執行が困難又は執行すべきでない認められるときは、入札の執行を中断、延期、中止又は従来の紙を用いた入札に変更（以下「中断等」という。）する場合があります。

- (1) 天災地変等により通信遮断、交通断絶等の事由が発生したとき。
- (2) 有力な証拠をもって、入札執行を中断等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する通報があったとき。
- (3) 入札参加を認めなかった者を認めるべき事実があると確認したとき。
- (4) その他やむを得ない事由により入札の執行を中断等すべきと判断したとき。

1.7 開札等

(1) 開札執行

下記のとおり行います。

開札日時	令和6年6月18日(火) 13時
開札場所	前記「7(2)」の書類提出先のとおり(集合場所:堺市堺区翁橋町2丁1-1 フェニーチェ堺 小スタジオ(B))

なお、開札時に当該入札参加業者は立会いに参加することができます(立会人は1者1名に限り、

参加は任意)。当該入札参加業者の立会がない場合は、財団職員で本業務に関係のない職員立会いのもと実施します。

(2) 落札者又は落札候補者の決定方法

前記「14」に定める入札の無効に関する要件（以下「無効要件」という。）に該当しない者のうち、最高の販売手数料をもって入札した者を落札者として決定します。ただし、落札者となるべき販売手数料の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとします。また、著しく高数値の場合は当該入札者に照会することがあります。

18 入札参加資格を満たさなくなった入札参加者、落札候補者又は落札者について

(1) 理事長は、開札から落札決定までの期間において、入札参加者又は落札候補者が前記「6」に掲げる要件を満たさなくなった場合は、落札者とししないものとします。

(2) 理事長は、落札決定から契約締結までの期間において、落札者が次のアに該当した場合は、契約を締結しないことができ、次のイ又はウに該当した場合は契約を締結しません。

ア 前記「6」に掲げる要件を満たさなくなった場合（下記イ又はウに該当する場合を除く。）

イ 入札参加除外を受けた場合

ウ 警察からの通報等があった場合

19 その他

(1) 落札決定後、速やかに（理事長が特に指定した場合はその期間内）に契約を締結してください。

(2) 契約保証金は免除します。

(3) 契約書の案については、フェニーチェ堺（堺市民芸術文化ホール）ホームページに掲載しているので必ず内容を確認し、了承した上で参加してください。

(4) 契約手続において使用する言語及び数字は、日本語とアラビア数字（1, 2, 3…）に限ります。

(5) 公益財団法人堺市文化振興財団契約規程については、別添参照。

(6) 入札参加者は、入札参加資格確認申請後、合格の通知を受けた後又は開札後等の時点において、前記「6」に掲げる事項を満たしていないことが明らかになった場合は、速やかに当財団に報告してください。

(7) 契約の締結に関しては、落札者に対して別途前記「7(2)」の入札執行部署から連絡を行います。

20 契約締結の手続き

(1) 手続きの流れ

ア 設置事業者は、令和6年7月初旬までに下記の配布書類を堺市民芸術文化ホールに提出してください。

(ア) 業務責任者届(当財団指定)

(イ) 後日、契約書2部を渡しますので、「乙」欄に記名押印し、提出してください。

(ウ) 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書

誓約書の提出について

(1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者

でない旨の誓約書を提出していただきます。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は堺市の外郭団体である場合はこの限りではありません。

- (2) 受注者は、資材購入先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、発注者へ提出しなければなりません。
- (3) 受注者及び資材購入先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとします。

(2) 契約保証金

免除します。

(3) 契約締結の名義

応募申込書に記載された応募者名で行います。

2.1 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 指定する期日までに契約締結の手続きを行わなかったとき
- (2) 応募書類に虚偽の報告があったとき。
- (3) 設置事業者が応募者の資格を失ったとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと当財団が判断したとき

2.2 設置事業者が設置を辞退した場合

設置事業者が契約締結の手続きを行わない又は設置業者が自動販売機の設置を辞退した場合で、新たな設置事業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、前述の設置事業者の次に高い販売手数料率者の応募資格を審査のうえ、設置事業者に決定することができるものとします。この場合の販売手数料率は新たな設置事業者が公募手続きで提案した販売手数料率とします。

2.3 契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、契約を解除します。

- (1) 設置期間中に、当財団において設置対象部分を堺市の公用若しくは公共用に供する必要が生じたとき
- (2) 契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき
- (3) 契約の締結又は履行について不正な行為を行ったとき、又は不正な行為を行ったおそれが非常に強いとき
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないと当財団が判断したとき
- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき
- (6) 契約に定める義務に違反する行為が認められたとき

2.4 自己の事情による自動販売機の撤去

設置事業者は、自らの事情に起因して設置期間中に自動販売機を撤去しようとするときは、当財団に書面で協議を申し出て下さい。但し、申出期間は毎年4月1日から10月31日までとします。協議の結果、契約の解除に至った場合の解除の日は、解除することを決定した日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日とします。(年度をまたがっての撤去はできません。)なお、既納の納付金は、還付しません。また、自動販売機の撤去に伴い、契約を解除された当該設置事業者は、契約を解除した物件に設置する自動販売機に関する次回の公募に応募できません。

2.5 公募の応募資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、その原因となる日から1年間、自動販売機に関する公募の応募資格を失います。

- (1) 設置事業者が指定する期日までに契約締結の手続きを行なわなかったとき
- (2) 当財団において、契約を解除されたとき(但し、上記14(1)による解除は除く。)

2.6 その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しません。ただし、不採用となった場合には当財団で定めた保存年限満了後、当財団の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しません。
- (2) 提出書類や選定結果(不採用となった団体の名称、審査結果を含む)は公益財団法人堺市文化振興財団情報公開規程第7条により情報公開の対象となる場合があります。提出書類の中で、公益財団法人堺市文化振興財団情報公開規程第7条に規定する非公開部分に該当すると考えられる箇所(公開できないもの)については、あらかじめ網掛け等の処理をした上で提出して下さい。ただし、当該箇所については財団として公開すべきと判断した部分は請求に応じて公開することがあります。
- (3) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合があります。
- (4) 設置事業者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合があります。それに伴う提案者が被る損害について、当財団は一切賠償しません。
- (5) 提案書の作成等に要する費用は、すべて提案者の負担とします。